

<h1>名古屋市公報</h1>	平成28年 2月10日	第1144号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局 発行人 行政改革推進部法制課長	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第2号)	4
告 示		
○ 自転車等放置禁止区域の変更	(緑土・自転車利用課) (第48号)	5
○ 許可自転車駐車場の名称等について	(緑土・自転車利用課) (第49号)	7
○ 特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について	(消防・総務課) (第50号)	8
○ 名古屋市農業センター駐車場の有料期間	(緑土・農業センター) (第51号)	9
○ 名古屋市農業センター臨時開所	(緑土・農業センター) (第52号)	10
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第53号)	11
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課) (第54号)	12
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(住都・住宅管理課) (第55号)	16
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止	(健福・介護保険課) (第56号)	23
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第2号)	24
交 通 局 管 理 規 程		
○ ICカード乗車券取扱規程の一部改正	(第1号)	25
監 査 公 表		
○ 平成28年監査公表	(第1号)	27
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	29
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	32

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	35
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	39
○ 大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告	(市経・地域商業課)	42
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	46
○ 農業委員会農地部会の開催公告	(農業委員会)	49

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第 2号）

1 改正内容

市営住宅に付随する駐車場の公用開始に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

平成28年 3月 1日から施行します。ただし、市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る使用手続等に関する規定は公布の日から施行します。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 2 月 1 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第 2 号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 1 公営住宅に付随する駐車場の表新いろは荘の項中

「144 号から 267 号まで」を「144 号から 290 号まで」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年 3 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第48号

自転車等放置禁止区域の変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第9条第4項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更します。

平成28年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

自転車等放置禁止区域の変更

変更年月日	名称	位置	区域
平成28年 3月 1日	名城公園自転車等放置禁止区域	北区名城一丁目、名城二丁目、名城三丁目、柳原一丁目及び柳原二丁目	別図のとおり

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第49号

許可自転車駐車場の名称等について

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例施行細則（昭和63年名古屋市規則第 103号）第 2条第 2項の規定に基づき、次のとおり許可自転車駐車場の名称、位置及び供用開始日を告示します。

平成28年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

許可自転車駐車場一覧表

供用開始日	名称	位置
平成28年 3月 1日	名城公園第 1自転車駐車場	北区名城二丁目 5番
	名城公園第 2自転車駐車場	北区名城三丁目10番

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第50号

特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について

平成13年名古屋市告示第126号（特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置）の一部を次のように改正する。

平成28年2月1日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「 名古屋市名東消防署 猪子石出張所	名古屋市名東区香流一丁目1112番地	を 」
「 名古屋市名東消防署 猪子石出張所 名古屋市名東消防署 豊が丘出張所	名古屋市名東区香流一丁目1112番地 名古屋市名東区豊が丘802番地	に 」

改める。

附 則

この告示は、平成28年2月15日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市告示第51号

名古屋市農業センター駐車場の有料期間

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第4条の規定により、名古屋市農業センターの駐車場を利用しようとする者が使用料を納付しなければならない期間として市長が指定する期間は、次のとおりとします。

平成28年 2月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

使用料を納付しなければならない期間

平成28年 2月11日から同年 3月 6日まで

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第52号

名古屋市農業センター臨時開所

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第8条第3項の規定により、名古屋市農業センターの休所日を次のように臨時に開所する日に変更します。

平成28年 2月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

臨時に開所する日 平成28年 2月15日、同月22日及び同月29日

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第53号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

平成28年 2月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 白鳥公園白鳥庭園

平成28年 4月17日の供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 8時30分から午後 4時30分まで」に変更します。

2 白鳥公園駐車場

平成28年 4月17日の供用時間について「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時30分から午後 5時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第54号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成28年 2月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

川名山東公園	昭和区川名山町	図面昭和36の区域	平成26年 1月31日
--------	---------	-----------	-------------

」

を

「

川名山東公園	昭和区川名山町	図面昭和36の区域	平成26年 1月31日
楽園なかよし公園	昭和区楽園町	図面昭和37の区域	平成28年 2月 2日

」

に、

「

白鳥公園	熱田区旗屋二丁目、 白鳥一丁目、熱田西町	図面熱田19の7の区域	昭和49年 6月25日
------	-------------------------	-------------	-------------

」

を

「

白鳥公園	熱田区旗屋二丁目、	図面熱田19の	昭和49年 6月25日
------	-----------	---------	-------------

	白鳥一丁目、熱田西町	8の区域	
--	------------	------	--

に、

「

三角公園	中川区下之一色町字三角	図面中川 170 の区域	平成27年 3月31日
------	-------------	-----------------	-------------

を

「

三角公園	中川区下之一色町字三角	図面中川 170 の区域	平成27年 3月31日
三角東緑地	中川区下之一色町字三角	図面中川 171 の区域	平成28年 2月 2日
三角西緑地	中川区下之一色町字三角	図面中川 172 の区域	平成28年 2月 2日

に、

「

松下町東公園	南区松下町 3丁目	図面南75の区域	平成26年 1月31日
--------	-----------	----------	-------------

を

「

松下町東公園	南区松下町 3丁目	図面南75の区域	平成26年 1月31日
豊田南公園	南区豊田五丁目	図面南76の区域	平成28年 2月 2日

に、

「

下志段味公園	守山区大字下志段味字島の口、字長廻間、字穴ヶ洞	図面守山 110 の区域	平成26年 9月 9日
--------	-------------------------	-----------------	-------------

を
「

下志段味公園	守山区大字下志段味 字島の口、字長廻間、 字穴ヶ洞	図面守山 110 の区域	平成26年 9月 9日
しだみ中央 公園	守山区大字下志段味 字前田、大字中志段 味字舟場、字申新田	図面守山 111 の区域	平成28年 2月 2日

」

に、
「

幕山公園	緑区有松町大字桶狭 間字幕山、字牛毛廻 間	図面緑91の区 域	昭和61年11月 1日
------	-----------------------------	--------------	-------------

」

を
「

幕山公園	緑区有松町大字桶狭 間字幕山、字牛毛廻 間	図面緑91の 2 の区域	昭和61年11月 1日
------	-----------------------------	-----------------	-------------

」

に、
「

南休公園	緑区大高町字北南休	図面緑 229の 区域	平成24年11月10日
小黒見公園	緑区大高町字平子山、 字小黒見山	図面緑 230の 区域	平成24年11月10日

」

を
「

南休公園	緑区南大高四丁目	図面緑 229の 区域	平成24年11月10日
小黒見公園	緑区南大高三丁目	図面緑 230の 区域	平成24年11月10日

」

に、

「

南大高緑地	緑区大高町字阿原、 字平地、字池之内、 字山之田	図面緑 232の 2の区域	平成25年 3月26日
高根山緑地	緑区大高町字高根山	図面緑 233の 区域	平成25年 9月 6日
船人ヶ池公 園	緑区大高町字船人ヶ 池	図面緑 234の 区域	平成26年 1月31日

」

を

「

南大高緑地	緑区南大高一丁目、 南大高二丁目	図面緑 232の 2の区域	平成25年 3月26日
高根山緑地	緑区高根山一丁目	図面緑 233の 区域	平成25年 9月 6日
船人ヶ池公 園	緑区高根山一丁目	図面緑 234の 区域	平成26年 1月31日

」

に、

「

植松公園	緑区大高町字西植松	図面緑 236の 区域	平成26年 9月 9日
------	-----------	----------------	-------------

」

を

「

植松公園	緑区南大高一丁目	図面緑 236の 区域	平成26年 9月 9日
元徳重公園	緑区鳴海町字神ノ倉、 字徳重	図面緑 237の 区域	平成28年 2月 2日
牛毛廻間公 園	緑区有松町大字桶狭 間字牛毛廻間	図面緑 238の 区域	平成28年 2月 2日

」

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第55号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成28年 2月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

第1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成28年8月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定

住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者については10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者は5年）を経過しない者がいないこと。

- (8) 原則として、保証人1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成28年2月19日（金）から同月29日（月）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成28年2月19日（金）から同月29日（月）までの午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。ただし、名古屋市の休日を除く。

ウ 住まいの窓口

平成28年2月19日（金）から同月29日（月）までの午前10時00分か

ら午後 7時00分まで。ただし、木曜日及び第 4水曜日を除く。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

平成28年 2月20日（土）から同月29日（月）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区栄四丁目 1番 8号
名古屋市中区役所講堂

(2) 日時

平成28年 3月18日（金）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 337戸
新築住宅 12戸

(2) 改良住宅

空家住宅 8戸

第 2 市営住宅・子育て向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に小学校就学前の子がいる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 154戸

新築住宅 2戸

第 3 市営住宅・大家族・多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 32戸

第 4 市営住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち (1)及び (3)から (8)までの資格を有し、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者（昭和31年 4月 1日以前に生まれた者を含む。）

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 3級までのもの

(4) 愛護手帳の交付を受けている者でその程度が 1度から 4度までのもの

- (5) 障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の所持者でその障害種別が 4又は 5のもの
- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けているもの
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第

2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者

2 申込み用紙の交付
第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付
第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん
第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数
(1) 公営住宅
空家住宅 111戸
(2) 改良住宅
空家住宅 8戸

第 5 市営住宅・多回数落せん者世帯向け

1 申込みの資格
第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成21年度第 4回一般募集から平成27年度第 3回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付
第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付
第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん
第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 2戸

第 6 市営住宅・多回数落せん者単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

- (1) 平成21年度第 4回一般募集から平成27年度第 3回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。
- (2) 65歳以上であること又は第 4の単身者向けの資格のうち (2)から(11)のいずれかの資格を有すること。
- (3) 市営住宅等（名古屋市が供給する住宅及び県営住宅など名古屋市以外の事業主体が供給する住宅）の入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 5戸

(2) 改良住宅

空家住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第56号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の10及び第 115条の19の規定により、次のように指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止しました。

平成28年 2月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

介護保険事業所番号	2390500185	
事業所	名称	グループホームはるすのお家 太閤
	所在地	名古屋市中村区郷前町 1丁目20番地
事業者	申請者	株式会社ハルス
	所在地	名古屋市守山区茶臼前 5番10号
	代表者氏名	若尾 満
	代表者住所	愛知県尾張旭市旭前町西新田5135番地25
効力停止の内容	新規利用者の受入を停止する。 介護給付費の請求の上限を 7割とする。	
効力停止の期間	平成28年 2月 1日から同年 4月30日まで	
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市教育委員会告示第 2号

教育委員会定例会の開催について

平成28年 2月 5日午後 3時教育委員会室において教育委員会定例会を開催し
次の議件を付議します。

平成28年 2月 3日

名古屋市教育委員会委員長 梶田 知

名古屋市入学準備金条例の一部改正について

名古屋市図書館条例の一部改正について

平成27年度補正予算について

平成28年度当初予算について

委員の辞職について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市交通局管理規程第1号

ICカード乗車券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月3日

名古屋市交通局長 二 神 望

第4条第2項第1号を次のように改める。

(1) 削除

第5条第2項第1号中「ガイドウェイバス平面区間との」を「ガイドウェイバスシステム志段味線平面区間（以下「ガイドウェイバス平面区間」という。）との」に改める。

第25条を次のように改める。

（個人情報への取扱い）

第25条 記名式ICカード乗車券の発売、変更、再発行、払戻し等の取扱いを行った場合は、次の各号に掲げる目的で、個人を特定する氏名、性別、生年月日等を取得及び管理し、当該目的の範囲内で、第4条第1項第1号及び第2号に掲げるICカード発行事業者等に提供することがある。

(1) 記名式ICカード乗車券の発売、変更、再発行、払戻し等の申込内容の確認

(2) 本市から連絡する必要がある場合の連絡先の確認

2 ICカード乗車券の取扱いを行った場合は、次の各号に掲げる目的で、当該ICカード乗車券の裏面に刻印されたカードの番号、当該ICカード乗車券に記録された内容及び当該取扱いの内容を取得及び管理し、当該目的の範囲内で、第4条第1項第1号及び第2号に掲げるICカード発行事業者等に提供することがある。

(1) 乗車料収入の審査及び調定に関する事務

(2) 乗車人員及び乗車料収入データの収集、管理に関する事務

- 3 前2項のほか、記名式ICカード乗車券に係る個人情報の取扱いは、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）及びICカード発行事業者規則等の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成28年3月12日から施行する。

平成28年監査公表第1号

名古屋市職員措置請求の監査結果（平成27年監査公表第9号）による勧告について、別紙のとおり名古屋市長から地方自治法第242条第9項の規定に基づく通知がありましたので、同項の規定に基づき公表します。

平成28年2月5日

名古屋市監査委員	ふじた	和	秀
同	中	村	満
同	鈴	木	邦尚
同	橋	本	博孔

27 熱 企 第 5 号

平成 28 年 2 月 3 日

名古屋市監査委員	ふじた	和 秀	様
同	中 村	満	様
同	鈴木	邦 尚	様
同	橋 本	博 孔	様

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市職員措置請求による勧告に係る措置状況について（通知）

平成 27 年 12 月 18 日付け 27 監特第 60-2 号にて通知のありましたみだしの件につきましては、平成 28 年 1 月 28 日に必要額を超えた額の 24 円分（8 円分×3 通）が職員により自主的に返納されましたので、ご通知申し上げます。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成28年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名鉄ビル・名古屋近鉄ビル・名鉄バスターミナルビル・大手町建物名古屋駅前ビル

名古屋市中村区名駅一丁目2001番 外 7筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
名古屋鉄道(株)	代表取締役 山本 亜土	名古屋市中村区名駅一丁目2番4号	変更なし	代表取締役 安藤 隆司	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	名鉄産業(株)	代表取締役 伊藤 慶樹	名古屋市中村区前浜通7丁目28番地	変更なし	代表取締役 柴田 雅生	変更なし	平成26年6月9日
2	(株)近鉄リアルサービス	代表取締役 中井 潔	大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号	(株)近鉄リアルサービス	変更なし	変更なし	平成27年4月1日

3	メニコン(株)	代表取締役 田中 英成	名古屋市中 区葵三丁目 21番19号	(株)メニコン	変更なし	変更なし	平成 28年 1月 7日
---	---------	----------------	--------------------------	---------	------	------	-----------------------

3 変更の日

- (1) 設置者の代表者の氏名については、平成27年 6月25日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者の代表者の氏名については、代表者変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 2の小売業者については、名称変更のため
- (4) No. 3の小売業者については、名称の誤記修正のため

5 届出の日

平成28年 1月 7日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成28年 2月 1日から同年 6月 1日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成28年 6月 1日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成28年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NP共同ビル

名古屋市中区栄三丁目2901番 外

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
名古屋パルコ第1駐車場	264台	255台	270台	変更なし
名古屋パルコ第2駐車場	237台	235台	240台	
名古屋パルコ南館駐車場	69台	67台	72台	
松坂屋南館駐車場	—	13台	—	202台
ハセガワパーキング	9台	変更なし	65台	変更なし
エンゼルパーク駐車場	98台		870台	
ヤマサンパーキング	55台		373台	
栄Mパーキング	23台		190台	
市営久屋駐車場	22台		510台	
イトマス駐車場	3台		450台	
栄3パーク駐車場	3台		30台	
矢場公園駐車場	18台		150台	
シャトル 136	14台		136台	

ブラザーパーキング栄	3台		24台	
フラワーパーキング	6台		28台	
アークロック栄	9台		60台	
若宮大通駐車場	33台		510台	
タワーパーク錦	2台		91台	
セイジョウビル駐車場	7台		64台	
大一栄駐車場	3台		450台	
ナディアパーク地下駐車場	17台		440台	
計	895台	895台	5,023台	5,225台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
松坂屋南館駐車場	—	午前 9時30分から 午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
松坂屋南館駐車場	—	1箇所
その他駐車場	37箇所	変更なし
計	37箇所	38箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成28年 1月29日

4 変更しようとする理由

顧客サービス向上のため

5 届出の日

平成28年 1月 8日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成28年 2月 1日から同年 6月 1日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成28年 6月 1日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成28年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松坂屋・エンゼルビル・栄ガスビル
名古屋市中区栄三丁目1601番 外24筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
松坂屋南館駐車場	202台	189台	202台	変更なし
エンゼルビル駐車場	78台	80台	78台	95台
栄ガスビル駐車場	18台	変更なし	18台	変更なし
エンゼルパーク駐車場	802台	421台	851台	変更なし
矢場公園駐車場		10台	141台	
パークプレイス駐車場		7台	148台	
市営久屋駐車場		215台	510台	
ヤマサンパーキング		17台	370台	
ハセガワパーキング		5台	62台	
エムテックみずかめパーキング		8台	72台	
昭栄パーク		6台	64台	
栄メンバーズオフィスビル駐車場		3台	32台	

シャトル 136パーキング		5台	136台	
タワーパーク錦		3台	91台	
ブラザーパーキング栄		3台	24台	
栄 3パーク		7台	30台	
田島パーキングビル		4台	600台	
アートパーク東海		3台	560台	
若宮パーク		15台	505台	
ナディアパーク地下駐車場		65台	440台	
イトマス駐車場		2台	450台	
大一栄パーキング		1台	450台	
東栄パーキング		—	50台	—
栄Mパーキング	25台	変更なし	188台	変更なし
サカエブラビーパーキング	1台		232台	
名鉄協商パーキング すいほう園	10台		125台	
栄スカイパーキング駐車場第 1 駐車場	1台		30台	
栄スカイパーキング駐車場第 2 駐車場	1台		30台	
ティーファス栄 4丁目第 2 駐車場	1台		14台	
名古屋パルコ第 1 駐車場	—	9台	—	270台
名古屋パルコ第 2 駐車場	—	2台	—	240台
名古屋パルコ南館駐車場	—	2台	—	72台
計	1,139台	1,139台	6,503台	7,052台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
東栄パーキング	午前 0時00分から 午後12時00分まで	—
名古屋パルコ第 1 駐車場	—	午前 9時15分から 午後11時00分まで ただし、年間 5日 は午前 8時15分 から午後11時00分 まで

名古屋パルコ第 2 駐車場	—	午前 0時00分から 午後12時00分まで
名古屋パルコ南館駐車場	—	午前 9時00分から 午後11時00分まで ただし、年間 5日 は午前 8時00分か ら午後11時00分ま で

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
東栄パーキング	1箇所	—
名古屋パルコ第 1 駐車場	—	2箇所
名古屋パルコ第 2 駐車場	—	1箇所
名古屋パルコ南館駐車場	—	1箇所
その他駐車場	54箇所	変更なし
計	55箇所	58箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成28年 1月29日

4 変更しようとする理由

一部契約駐車場の閉鎖に伴う契約駐車場の見直しのため

5 届出の日

平成28年 1月 8日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成28年 2月 1日から同年 6月 1日まで。ただし、名古屋市の休日を定め

る条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

平成28年 6月 1日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成28年 2月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名鉄ビル・名古屋近鉄ビル・名鉄バスターミナルビル・大手町建物名古屋駅前ビル

名古屋市中村区名駅一丁目2001番 外 7筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
笹島駐車場	13台	—	98台	—
名鉄協商パーキング名駅前	—	13台	—	258台
その他駐車場	431台	変更なし	2,195台	変更なし
計	444台	変更なし	2,293台	2,453台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
笹島駐車場	午前 9時00分から 午後10時00分まで	—
名鉄協商パーキング名駅前	—	午前 0時00分から 午後12時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
笹島駐車場	1箇所	—
名鉄協商パーキング名駅前	—	1箇所
その他駐車場	21箇所	変更なし
計	22箇所	22箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成28年 1月27日

4 変更しようとする理由

一部契約駐車場の閉鎖に伴う契約駐車場の見直しのため

5 届出の日

平成28年 1月 7日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中村区役所情報コーナー、西区役所情報コーナー、中区役所情報コーナー
及び中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成28年 2月 1日から同年 6月 1日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意

見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成28年 6月 1日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成28年 2月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
千種新西店舗
名古屋市千種区新西一丁目 201番 ほか12筆
- 2 意見書の提出状況
提出された意見書の件数
38件
- 3 提出された意見の概要
 - (1) 設置者が配慮すべき基本的な事項
 - ア 地域住民への適切な説明
 - (a) 説明会において、多くの地域住民から深夜営業等の反対意見があったが、「夜間に必要とされる方のため」、「社の方針」という説明しかなかった。
 - (2) 施設の配置及び運営方法に関する事項
 - ア 駐車需要の充足等周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便確保のための配慮事項
 - (ア) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - a 駐車場の必要台数確保
 - (a) 計画地前面道路は基幹バスレーンとなっており、日常的に渋滞

が発生しやすい。必要駐車台数を 126台と算出したとしているが、ピーク時には 160台超を見込んでいる。説明会では、入庫待ち車両を前面道路で待機させないと約束したが、必ず実行すること。

(b) 来店車両が近隣住宅街に流入することがないように、計画している迂回経路を案内するとともに、敷地外に第 2駐車場を用意すること。

b 駐車場の位置及び構造等

(a) 駐車場の出入口を設置する前面道路は通学路になっている上に、バス停の乗降客も多い。交差点が近く交通量が多いことから入出庫が難しいと思われる。必要に応じて交通誘導員を配置しているが、営業時間中は必ず配置すること。

イ 騒音の発生等周辺の地域の生活環境の悪化の防止のための配慮事項

(ア) 騒音の発生に係る事項

a 騒音問題への対応策

(a) 隣接する住宅との距離がない。特に建物西南側と接する住宅は、駐車場へのスロープと荷さばき施設に接する。昼夜を問わず絶え間なく騒音にさらされる状態になるのは明らかである。

(b) 計画地の周りは閑静な住宅街である。深夜早朝に若者が集まるなど、騒音の増加や治安の悪化が懸念される。

b 騒音の予測・評価

(a) 全ての騒音予測地点で夜間最大値が規制基準に近い。駐車場出入口近くの予測地点では規制基準50dbを超え63dbとなっている。敷地境界に接する住宅がなく影響は少ないとはいうものの、利用者が多い市バスの停留所に面しており、住民、街の環境への影響は少なくない。

(b) 規制基準等を満たすとはいえ基準に近い。これまでほとんど無音の静かな住宅地に、基準を満たすから違法ではないとして、昼夜を問わず基準ギリギリの騒音を出されては、住民感情として納得し難い。

(3) その他（「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に示されたもの以外）の事項

(a) 騒音の基準値が守れないなら、計画を見直すべきである。市は改善措置を講じるよう意見すべきであり、措置されない限り営業を認めるべきではない。

(b) 住宅に近接する箇所に壁一枚を隔てて荷さばき施設、駐車場へのスロープなどを設けるべきではない。コンクリートの壁を挟むとはいえ、自動車や荷さばきを行う際の振動にも悩まされることになる。既存の住宅に対する配慮が全く欠けている。

(c) 住民からアダルト商品を置かないようにとの要望があったが、アダルト商品コーナーを設けることが判明した。

(d) 深夜営業とアダルト商品の陳列は、風紀を乱す要因となり、治安の悪化につながる。静かな住宅地に治安の悪化要因を持ち込んでよいのか。

(e) 届出にある「警察に通報し、場内に青少年が蝟（い）集しないように」しなければならない状態が想定できるということに、この店舗の深夜営業は危険性をはらんでいるものと言えるのではないか。

(f) 説明会では、「アダルトコーナーに青少年が立ち入れないようにしてほしい」との要望に対し、「監視カメラや従業員の巡回によって」などと説明し、常時規制する体制をとることを否定した。

(g) 風俗の悪化は、店内だけでなく、周囲の住環境をも悪化させる。来店客が引き起こす騒音や喧噪（けんそう）、子供達に与える影響も考慮されなければならない。

(h) 深夜営業は住宅地に認めるべきではない。市は、深夜営業やアダルト商品の陳列がもたらす、風紀、治安の悪化の点を考慮すべきである。営業開始後も、市側からの監視を要望する。

(i) 近隣住宅街の風紀を乱す要因は、すべて深夜早朝営業にかかるものであり、少なくとも午後12時までの営業にとどめるよう強く

要望する。

4 提出された意見書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
千種区役所情報コーナー、名東区役所情報コーナー及び守山区役所情報コーナー

5 意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成28年 2月 5日から同年 3月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成28年 2月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ緑店

名古屋市緑区徳重二丁目 201番地

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
建物屋上駐車場No.①— 1	—	251台	251台	変更なし
建物南側駐車場No.①— 2	—	120台	120台	変更なし
建物西側駐車場No.①— 3	—	34台	20台	34台
建物西側駐車場No.①— 4	—	48台	48台	変更なし
建物南側駐車場No.①— 5	—	88台	88台	変更なし
建物東側駐車場No.①— 7	—	43台	95台	43台
建物南東側駐車場No.①— 8	—	108台	108台	変更なし
建物南東側駐車場No.①— 9	—	109台	109台	変更なし
建物東側駐車場No.①—10	—	49台	49台	変更なし
建物北側駐車場No.①—11	—	38台	—	57台
計	—	888台	888台	907台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物屋上駐車場No.①— 1	午前 8時30分から 午後10時30分まで	変更なし
建物南側駐車場No.①— 2		
建物西側駐車場No.①— 3	午前 8時30分から 午後10時00分まで	変更なし
建物西側駐車場No.①— 4	午前 8時30分から 午後10時30分まで	午前 8時30分から 午後10時00分まで
建物南側駐車場No.①— 5	午前 8時30分から 午後10時00分まで	変更なし
建物東側駐車場No.①— 7		
建物南東側駐車場No.①— 8		
建物南東側駐車場No.①— 9		
建物東側駐車場No.①—10	午前 8時30分から 午後10時30分まで	午前 8時30分から 午後10時00分まで
建物北側駐車場No.①—11	—	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	9箇所	8箇所
出口	14箇所	12箇所
出入口	3箇所	4箇所
計	26箇所	24箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成28年 1月18日

4 変更しようとする理由

一部駐車場における賃貸借契約終了に伴う契約の見直しのため

5 届出の日

平成27年12月17日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
緑区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成28年 2月 5日から同年 6月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成28年 6月 6日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

農業委員会農地部会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項の規定に基づき名古屋市農業委員会農地部会を開催するので、次のとおり公告する。

平成28年 2月 5日

名古屋市農業委員会農地部会長 金井 重斗

1 開催日時

平成28年 2月10日（水） 午後 2時

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第18会議室
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第7号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第8号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第10号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第11号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第12号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について

名古屋市農業委員会事務局農政課